

## 船舶事故調査報告書

平成30年3月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年7月22日 02時25分ごろ～02時30分ごろの間）
発生場所	北海道羽幌町天売島西方沖 天売島灯台から真方位282° 62.4海里（M）付近 （概位 北緯44° 39.0′ 東経139° 54.0′）
事故の概要	漁船光慎丸は、いか釣り漁の操業中、甲板員が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成29年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光慎丸、169トン 122342、有限会社天海 30.03m（Lr）×6.43m×2.98m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和54年11月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和48年4月20日 免状交付年月日 平成26年3月4日 免状有効期間満了日 平成31年6月21日 甲板員A 男性 65歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、天売島西方沖において、船首を北方に向け、船首部からパラシュート型シーアンカー（以下「シーアンカー」という。）を投入していか釣り漁を行っていた。 船長は、仮眠していたところ、平成29年7月22日02時20分ごろ乗組員から、シーアンカーが本船左舷側に寄って効かなくなってきたので、立て直してほしいと要請され、操舵室で、投入していた釣り針を巻き揚げ、主機を始動して2～3分間微速力後進とし、本船と

シーアンカーとの距離を離して立て直した後、主機を中立運転とした。

本船は、左舷側の5番自動いか釣り機（以下「本件いか釣り機」という。）と左舷側の6番自動いか釣り機（以下「6番いか釣り機」という。）の各釣り針を投入したところ、両機の釣り針が絡んだ。

船長は、02時25分ごろ小用のため、操舵室を出て左舷側の通路から船尾方に行くとき、舷外に出した本件いか釣り機の受け台（いかの落下防止用）の上で釣り針の絡みを解いている甲板員Aを、また、甲板上で船尾方を向いて6番いか釣り機の釣り針の絡みを解いている機関長をそれぞれ見掛けた。（写真1、写真2参照）



写真1 本船の状況（現場調査時）

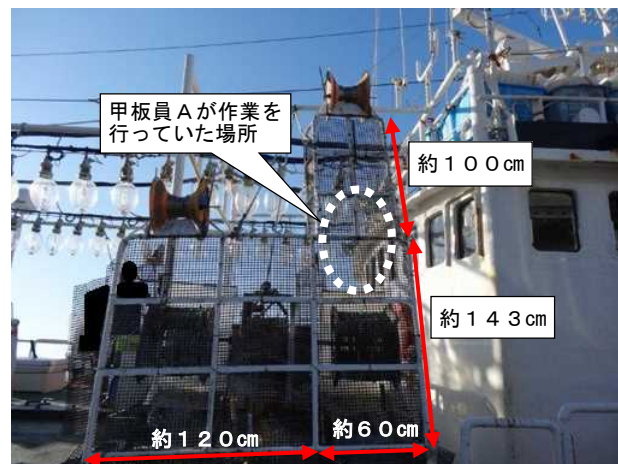


写真2 受け台を上げた本件いか釣り機の状況（現場調査時）

機関長は、6番いか釣り機の釣り糸の絡みを解いた後、振り返り、甲板員Aに向けて、こちらの作業が終了した旨を伝えようとしたところ、甲板員Aの姿が見えなかったが、本件いか釣り機の絡みを直して他の作業に行ったと思い、自分も他の作業を行うので移動した。

船長は、操舵室に戻ったところ、甲板員Aの姿が見えず、本件いか釣り機の作業が途中であることを不審に思い、付近の乗組員に甲板員Aはどこに行ったかと尋ねたが、分からなかった。

	<p>船長は、甲板員 A を探したが見付からず、落水したのではないかと思ひ、大声で名前を呼んでいたところ、02時30分ごろ、乗組員が「マタ」と呼ぶシーアンカーに接続するワイヤロープに<sup>つか</sup>掴まって浮き沈みしている甲板員 A を発見した。(図 1 参照)</p> <p>図 1 甲板員 A が掴まっていた場所</p> <p>甲板員 A は、船長が投入した救命浮環に反応せず、乗組員が海中に飛び込んで船上に引き上げたが、意識がなく、左眉の上側に切創があった。</p> <p>本船は、船長が、甲板員 A の救命措置を行うとともに、シーアンカーを巻き上げて南進を始め、本事故の発生を衛星電話で 118 番通報等しようとしたが通じなかったが、04時50分ごろ衛星電話が船舶所有者に通じ、船舶所有者から通報を受けた海上保安庁の指示により北海道小樽市小樽港に入港した。</p> <p>甲板員 A は、病院に搬送されたが、死亡が確認されて溺死と検案された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故当時、船体動揺はなかった。</p> <p>本船のいか釣り機の受け台は、プラスチック製の網が張られており、滑りやすかった。</p> <p>船長は、本船に微速力後進の行きあしがあつたので、甲板員 A が、作業中に誤って海中に転落し、船首方向のシーアンカーのワイヤロープに掴まったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、甲板員 A の落水の状況は分からないが、べた<sup>な</sup>膩<sup>ぎ</sup>だったので、油断したのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>甲板員 A は、救命胴衣を着用していたが、釣り針の絡みを解いていたのでゴム手袋を外し、ヘルメット及び安全ベルトを着用していなかった。</p> <p>本事故当時、前部甲板の右舷側に船長、機関長及び甲板員 A 以外の乗組員 3 人がいか釣り機の監視などを行っていたが、落水する音は聞いていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員 A は、溺死した。</p>

	<p>本船は、天売島西方沖において操業中、甲板員Aが、02時25分ごろ本件いか釣り機の受け台の上で絡んだ釣り針を解いているところを船長が認めた後、02時30分ごろ船首方の海面で発見されたことから、この間において、左舷中央部付近から落水して溺水したものと考えられるが、落水した状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、天売島西方沖において操業中、甲板員Aが左舷中央部付近から落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、舷外に身体の重心を移して作業を行わせる場合、命綱又は安全ベルトを使用するなどの安全対策を講じることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

